

第 1 0 回 石 川 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1 招集年月日 令和 3 年 1 0 月 1 8 日(月) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 報告

(1) 報告第 2 号

石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて

4 議案

(1) 議案第 4 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(2) 議案第 4 3 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 4 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(4) 議案第 4 5 号

石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

(5) 議案第 4 6 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について

(6) 議案第 4 7 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

出席委員

農業委員 7名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
5番 芳賀 正幸 7番 緑川 喜友 8番 仲田 昌勝
9番 遠藤 武重

欠席委員 4番 金沢 和則 6番 緑川 一男

農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

事務局

事務局長

武藤 伝

事務局次長兼農地管理係長

吉田 慶司

書記

矢内 康裕

- ・議 長 本日の出席は7名です。定足数に達しておりますので、只今より第10回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、8番 仲田昌勝委員 1番 佐川修一委員を指名いたします。

(1) 報告第2号

石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて

- ・議 長 まず初めに、報告第2号 石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについてを議題とします。事務局の報告を求めます。

- ・事務局長 (朗読説明)

令和3年9月27日付石川町長より、石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて通知がありましたので、そのないようについて説明いたします。まず、この案件は、令和3年8月16日に開催いたしました第8回総会の議案第36号 石川農業振興地域整備計画の変更案について、本委員会の承認を得ております。

今回の一部取下げ理由ですが、当初、宅地予定地の地番を〇〇〇〇で変更申請しておりましたが、申請後に〇〇〇〇が正しい地番であることが発覚したため、一部取下げとなっております。

なお、訂正された、石川農業振興地域整備計画の変更案について、再度審議の依頼がありましたので、本日の議案第45号として上程しております。

- ・議 長 只今報告のありました、石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

- ・議 長 ないようですので、報告を終わります。

(1) 議案第42号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 それでは議事に入ります。議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
 なお、番号1から番号2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告します。
- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。
- ・近内貞夫委員 令和3年9月28日付農地法第3条第1項1番の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

 去る10月8日午後2時より〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で譲渡人の〇〇〇〇〇〇の代理人、〇〇〇〇、農地利用最適化推進委員の近内壽夫氏、円谷和司氏と私の4名で現地調査確認をいたしました。譲渡人は高齢であり、農作業が困難なため長男である譲受人〇〇〇〇に贈与することにしました。この案件は特に問題ないと認められますので委員各位の審議をお願いします。
- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

 (「異議なし」の声あり)
- ・議 長 異議のないものと認め、議案第42号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

 続いて農地法第3条第1項番号2を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。
- ・近内貞夫委員 令和3年9月28日付農地法第3条第1項2番の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

 去る10月8日午後2時より〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で譲渡人の円谷〇〇〇〇、農地利用最適化推進委員の近内壽夫氏、円谷和司氏と私の4名で現地調査確認をいたしました。譲渡人は高齢であり、農作業が困難なため長男である譲受人〇〇〇〇に贈与することにしました。この案件は特に問題ないと認められますので委員各位の審議をお願いします。
- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご

意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第42号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第43号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議長 続いて、議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第4条1項番号1についてですが事業計画者は住宅通路等の敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

- ・議長 農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

- ・根本常和委員 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について報告いたします。

この案件は、4月総会に石川農業振興地域整備計画の変更として報告済みの案件です。申請人は、〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇に向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇を右折し500㎡ほど行き、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を左折し、300mほど先を左折し、200m先をさらに100m行ったところ です。

昭和41年6月に住宅を建築し、〇〇〇〇〇〇〇〇の畑は宅地への進入路として利用し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑で一部198㎡は宅地の庭として利用し、現在まで54年間を経過しています。申請地を農地転用したいので申請した次第です。

進入路接続、宅地の庭等の周辺の農地に日照等、影響はありません。雨水については、新設道路側溝に排水します。

なお、顛末書も添付されておりこの案件は問題ありませんので、皆様の

ご審議のほどよろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のありました、農地法第4条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第43号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第44号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 続いて、議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条1項番号1についてですが事業計画者は井戸用地及び駐車場を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

- ・議 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項番号1の件を調査した結果を報告いたします。

令和3年10月7日午前9時30分から現地で譲受人〇〇〇〇、譲渡人〇〇〇〇、農業委員会事務局吉田次長、矢内主事、最適化推進委員斎藤英幸さん、南條博さんと私の7人で現地調査いたしました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、合計地積26.68㎡で、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の信号機を〇〇〇〇〇〇〇〇に進み約50mの〇〇〇〇〇〇〇〇の土地です。譲受人氏名〇〇〇〇、住所〇〇〇〇〇〇〇〇、職業〇〇〇〇。譲渡人氏名〇〇〇〇、住所〇〇〇〇〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。井戸用地及び駐車場敷地としての売買による所有権移転申請です。

事業の必要性として、譲受人は現在自己所有の敷地から浅井戸による生活水を確保しておりましたが、東日本大震災後から水量が安定せず降雨時には飲料水には適さない等苦慮しており、町営の水道を引く計画を考え水

道工事業者に相談しましたが、接する県道に町営水道が引かれていないために、自宅敷地内に上水道を引くことは困難であるとのことから、やむなく井戸を掘削することとなり、自宅隣接地の今回申請地が必要となりました。また、自宅敷地内の駐車場が手狭になり本申請となりました。

周辺とほぼ同じ高さなので、土砂の流出や農業用の用排水施設に支障を及ぼすこともありません。

以上調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく願いいたします。

- ・ 議長 只今報告のありました、農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・ 議長 異議のないものと認め、議案第44号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(4) 議案第45号

石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

- ・ 議長 議案第45号 石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
- ・ 議長 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。
- ・ 仲田昌勝委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1の件を調査した結果を報告します。

令和3年10月7日、午前9時から申請地で現地調査を実施いたしました。立会は申請地の所有者〇〇〇〇、手続代行者〇〇〇〇、農業委員会事務局の吉田次長、矢内主事、最適化推進委員の斎藤英幸さん、南條博さんに立会をいただき私を含めた7人で現地調査を実施いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇を南に約500mさらに右に約200mの土地です。土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積592㎡のうち386.55㎡の土地です。事業計画者は住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、職業〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。

申請理由は、計画者は現在〇〇歳で〇〇人家族にて父の持ち家で生活していますが、手狭であり昨年第一子が誕生し夫婦と子供の将来を考え、実家近くの父所有の土地を使用貸借設定により住宅新築計画となりました。

申請地内は砂利敷とし、周囲はブロック積フェンスとし土砂の流出を防ぎます。雨水排水は地下へ自然浸透とします。計画地南側、西側は現況畑で建物を北側に配置することにより周辺農地への日照等に支障はありません。

以上、調査した結果この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議よろしくお願ひします。

- ・議 長 只今説明のあった石川農業振興地域整備計画変更申請番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第45号石川農業振興地域整備計画変更申請番号1に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

(6) 議案第46号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について

- ・議 長 続いて、議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 只今報告のあった農用地利用集積計画について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定については承認するものと決定いたします。

(7) 議案第47号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

- ・議 長 議案第47号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定についてを

議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局次長 (議案朗読)
- ・議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ・議長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。
(「異議なし」の声あり)
- ・議長 異議のないものと認め、議案第47号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号85を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時15分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和3年10月18日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 8番

_____ 1番